

令和4年度鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会開催結果

1 開催日時・場所

令和4年11月2日（水）午前10時30分から12時00分
県庁18階特別会議室（対面とオンラインによるハイブリッド方式）

2 出席委員

石走委員，大迫委員，大坪委員，花月委員，久留須委員，酒井委員，杉原委員，高崎委員，鶴田委員，永里委員，原田委員，山喜委員（計12人）

3 公開等

- | | |
|--------------|----|
| (1) 公開・非公開の別 | 公開 |
| (2) 傍聴者数 | 0人 |

4 議事

- (1) 審議会の公開
- (2) 鹿児島県人権尊重の社会づくり条例
 - ① 条例の概要
 - ② 基本計画

5 主な意見

【鹿児島県人権尊重の社会づくり条例の概要】

- 条例の目的が全ての人の人権が尊重される社会づくりであれば、「差別のない社会＝〇〇をしないように」ということだけが人権尊重であると県民に誤解されては残念なので，一人一人を尊重するというような事を積極的に出した周知がよい。

【基本計画】

- 基本計画65ページに，計画のフォローアップは県ホームページで公表とあるが，現在公表されている実施状況は部局別のリスト化になっている。事業分析においては，単純な縦でのリスト化ではなく，どのようなアプローチでの見える化が必要になってくるのではないか。
- 現行計画への印象は，複合差別もあるように，福祉との連動がないと教育と啓発だけでは先に進められないと感じた。
- 計画の見直しにおいては，これまでの計画に基づいてどのような事業が実施されたのかというところの可視化，その検証がまずは大前提にあり，県民意識調査も，計画の効果・検証と付随したかたちで検証を行っていく必要がある。
- 県民意識調査の回答の選択肢をどのようなかたちにするかは非常に重要な問題なので，次回調査時は回答の選択肢も含め検討する必要がある。
- 審議会においては，当事者やそこに寄り添う方々の意見や現状認識も含め議論を行う必要がある。